

議案第三十五号

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十七年三月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に四条を加える改正規定を次のように改める。
第四条の次に次の四条を加える。

（延長保育の実施）

第四条の二 区長は、保護者が区規則で定める要件に該当することにより、第二条による保育の実施の時間に引き続いて特に保育する必要があると認める児童に対し、延長保育を実施する。

2 延長保育を実施する時間は、月を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分

から午後七時十五分までと、日を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分から午後十時までとする。

3 延長保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、月を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第三に定める額を、日を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第四に定める額を延長保育料として徴収する。

(一時保育の実施)

第四条の三 区長は、第二条による保育の実施がされていない児童であつて、区内に住所を有し、かつ、一時的に保育する必要があると認めるものに対し、一時保育を実施する。

2 一時保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、午後六時十五分を超えて一時保育を実施することができる。

3 一時保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、児童一人につき一日当たり五時間までの場合にあつては千五百円を、五時間を超える場合にあつては三千円を一時保育料として徴収する。ただし、第二項ただし書の規定により午後六時十五分を超えて

一時保育を実施した場合は、当該超えた時間一時間（一時間に満たない端数は、これを一時間とする。）当たり四百円を徴収する。

（休日保育の実施）

第四条の四 区長は、第二条による保育の実施がされている児童その他これに準ずると区長が認める児童であつて、日曜日その他区規則で定める日において保育する必要があると認めるものに対し、休日保育を実施する。

2 休日保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

3 休日保育を利用しようとする保護者は、あらかじめ区長に申し込まなければならない。

（年末保育の実施）

第四条の五 区長は、第二条による保育の実施がされている児童その他これに準ずると区長が認める児童であつて、年末として区規則で定める日において保育する必要があると認めるものに対し、年末保育を実施する。

2 年末保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

3 年末保育を利用しようとする保護者は、あらかじめ区長に申し込まなければならない。

第六条の改正規定中「第四条の五」を「第四条の三」に、「一時保育料、休日保育料及び年末保育料」を「及び一時保育料」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

休日保育及び年末保育に係る保育料を徴収しないこととするほか、休日保育及び年末保育を利用することができると児童の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。